

民生委員・児童委員の活動をご存じですか

民生委員・児童委員は、地域を見守り、住民の身近な相談相手として、厚生労働大臣から委嘱されています。相談の内容に応じて福祉の専門機関を紹介するなど、住民と関係機関との大切なつなぎ役も担っています。

— どんな活動をしているの? —

- 住民の介護・子育て・生活困窮などの相談
- 住民の居場所づくりや仲間づくりへの協力
- 福祉の関係機関との連携



民生委員・児童委員には守秘義務があり、相談内容の秘密を守り、個人情報やプライバシーの保護にも配慮しています。お住まいの地域の民生委員・児童委員が分からない場合は、福祉保健課へお問い合わせください。

☎ 福祉保健課 ☎ 537-5623

災害時の避難支援の取り組みを進めています

市では、高齢者や障がいのある人などのうち、災害時に一人では避難が困難で支援が必要な人(避難行動要支援者)の名簿を作成しています。

また、同意を得た人については、災害が起きていない平常時から自主防災組織や自治委員など(避難支援等関係者)に名簿情報を提供し、実効性のある避難支援につなげていく取り組みを進めています。

同意書の送付

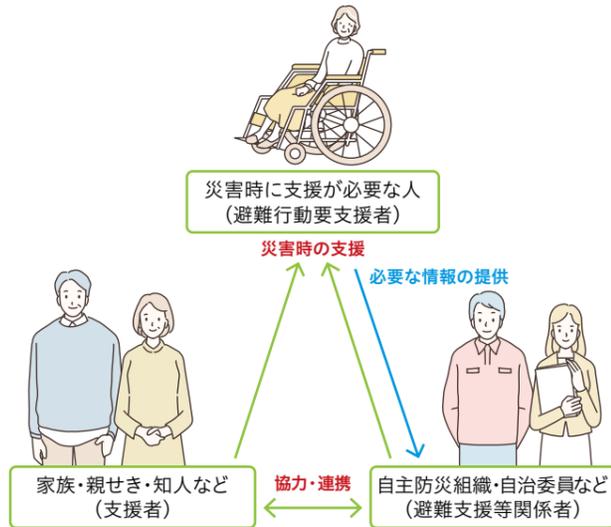
避難に支援が必要と判断される人に、平常時から自身の名簿情報を地域の関係者に提供してよいか確認するために、同意書を送付しています。同意書を受け取ったら、同意「する」「しない」に関わらず、同封の返信用封筒で福祉保健課へ必ず返送してください。

同意「する」と回答した場合

- 名簿情報が自主防災組織や自治委員などに提供され、平常時からの体制づくりなどを通じて避難支援が受けられる可能性が高まります。ただし、同意により、災害時の避難支援が保証されるものではありません。
- 個別避難計画の用紙を送付しますので、家族と一緒に可能な範囲で避難計画を作成してください。

※同意「しない」場合でも、大規模災害発生時には名簿情報を避難所などに提供する場合があります。

☎ 福祉保健課 ☎ 585-6022



同意書を送付する人

- 身体障害者手帳第1種、療育手帳A1、A2、または精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人
- 障害福祉サービスのうち「同行援護」「行動援護」の支給決定をされた人
- 障害支援区分4～6の認定を受けている障害福祉サービスの支給決定をされた人
- 要介護認定3～5を受けている人
- 「特定医療費(指定難病)受給者証」および「特定疾患医療受給者証」所持者のうち、業務担当課が指定する疾患の人
- 小児慢性特定疾病医療受給者証所持者のうち、重症認定された人

暮らしの情報

時日時・期間	場場所	内容	講師	対象
定員	料金	持ち物	申込み	
その他	問い合わせ	ホームページ		

記事の詳細や申込方法など詳しくは、市庁舎をご覧ください。各担当課へお問い合わせください。

子育て

小学校就学前の皆さんへ

MR(麻しん・風しん混合ワクチン)の定期接種(第2期)は期間中であれば、無料で受けられます。

対象者は期限までに受けましょう。

☎ 期限:3月31日(火)

実施場所:市予防接種委託医療機関
持参品:マイナンバーカード、母子健康手帳など

☎ 平成31年4月2日～令和2年4月1日
生まれの人

☎ 保健所保健予防課(☎535-7710)



ハッピーファミリー応援教室 無料

① プレママ・プレパパスクール

☎ 沐浴実習、助産師への相談など

☎ 初妊婦とその夫

② 親子スキンシップ教室

☎ ベビーマッサージ、参加者同士の交流、助産師への相談など

☎ 生後3～7カ月児とその父母(どちらからでも)

☎ 3月14日(土) 午後1時～4時10分(2部制)

☎ 鶴崎市民行政センター(①会議室1②多目的ルーム)

☎ ①12組 ②16組 ※いずれも先着順

☎ 電話で、3月2日(月)から県助産師会(☎594-5938)へ。



シニア

8年度はり、きゅう、あんまなどの助成制度の申請受付

市指定の施術所で、はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧を受ける場合、利用者証を提示すれば1回につき1,100円の助成が受けられます。

☎ 65歳以上

☎ 申請に必要なもの:身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証など)、申請者本人の印鑑

☎ 3月26日(土)から長寿福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で受け付けます。詳しくは、長寿福祉課(☎537-5747)へ。

「歌声ひろば教室」

「童謡・唱歌の会」参加者募集

☎ 5月～9年3月(全20回)

☎ 懐かしい歌を歌い、心と体をリフレッシュ

☎ 65歳以上の市民(4月1日時点)

☎ ※多数時は抽選

☎ 9,800円(資料代などを含む)

☎ 教室の内容や申込方法など詳しくは、市社会福祉協議会(☎547-7419)へ。

おむつなどの

介護用品購入費支給申請と受給資格のご案内

◎6年度分の支給申請

領収証(オレンジ色)の領収日の翌日から2年以内が申請受付期限です。申請漏れのないようご注意ください。

◎8年度分の受給資格

7年度から継続して受給資格対象となる人には、4月中旬に受給資格決定通知書および市指定領収証を発送します。

ただし、病院や介護保険施設へ入院・入所中の人は、受給資格対象外になることがあります。その場合は、新たに受給資格申請書の提出が必要ですので、担当ケアマネジャーにご相談ください。

☎ 長寿福祉課(☎537-5742)

長寿応援バス乗車証の申請受付

市が発行する「長寿応援バス乗車証」を乗務員に提示することで、市内1乗車180円(現金)で乗車できます。※白津交通路線利用の場合は150円。

☎ ①70歳以上の人

☎ ②運転免許(原付免許を含む)を保有していない65歳から69歳の人

☎ 申請に必要なもの:身分証明書、顔写真(縦3cm×横2.5cm) ※②の対象者で「運転経歴証明書」または「申請による運転免許の取消通知書」をお持ちの方はご持参ください。

☎ 長寿福祉課(本庁舎1階)、東部・西部保健福祉センター、各支所、本神崎・一尺屋連絡所で受け付けます。詳しくは、長寿福祉課(☎537-5747)へ。

お知らせ

おおいた広域窓口サービスは3月末で終了します

県内他市町の住民票の写しや戸籍謄本などの各種証明書は、各市町の窓口やコンビニ交付、オンライン申請などで取得できます。詳しくは、各市町にお問い合わせください。

☎ 市民課(☎537-5615)



有害鳥獣を捕獲します

主に被害のある農地周辺や山間部を中心に有害鳥獣捕獲を行っています。捕獲活動中の事故を防ぐため、わなを発見しても絶対に近づかないでください。また、住宅地周辺で行う場合もありますのでご理解、ご協力をお願いします。

☎ 3月16日(月)～10月31日(土)

☎ 捕獲方法:銃器、わな(住宅地周辺では銃器は使用しません)

☎ 林業水産課(☎585-6021)